

弥彦村教育振興計画大綱

平成19年7月3日

弥彦村教育委員会

I 弥彦村を取り巻く教育環境と弥彦村の立場

1 国の教育施策の動向

平成18年9月の安倍内閣総理大臣の施政方針演説を受けて教育再生会議が設置され、平成19年1月には「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」と題して第1次報告が行われた。初等中等教育を中心に教育内容の改革、教員の質の向上、教育システムの改善、社会総がかりで子供の教育にあたる等7つの提言のもとに、教職員免許法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校教育法の改正が提唱された。

これを受けて中央教育審議会が平成19年3月に集中審議を行い、「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」を答申し、166通常国会で、いわゆる教育改革3法案の審議が行われ可決をみたところである。

平成19年度後半から平成20年4月にかけて、これら法案が施行され国の教育政策は大きな転換期を迎えることになる。具体的な手だてについては国の方針を受けて、県及び市町村の教育委員会の裁量にまかせられる要素が大きくなると考えられる。

また平成19年6月には教育再生会議の第2次報告「社会総

がかりで教育再生を～公教育再生に向けた更なる一歩と新教育時代のための基盤の再構築を～」がなされ、平成 19 年度中に学習指導要領の改正などを行い、授業時数の 10%増、それに伴う土曜授業の実施や徳育の教科化等が提唱されている。改革の波がさらに加速される気運が濃厚となってきた。

2 弥彦村の置かれる立場

町村合併が進み新潟市が政令指定都市として誕生するなど近隣の状況が大きく変化するなかで弥彦村は自主独立の道を歩むことを選択した。厳しい財政状況と限られた人員で行政組織のスリム化が図られるなか、住んでよかった、住んでみたい村づくりと結びつけて教育の在り方が今問われている。

弥彦村は豊かな自然と万葉の時代からの歴史文化に恵まれ、越後一の宮彌彦神社とともに栄えてきた歴史を持っている。年間 200 万人を超える観光客の入り込みがあり県内有数の観光拠点でもある。ここ数年で 2 つの温泉掘削に成功しその波及効果が期待されている。さらに近年、下水道施設が全村に完備し、保育園を含めた福祉関連施設の整備も進み、光ファイバー網が全村に張り巡らされるなどインフラ整備が進んでいる。人口も微増ながら県内増加市町村の一つに数えられている。さらなる人口増をねらって現在宅地造成も進められている。フッ素洗口による齲歯の予防など保健部門においても全国屈指の成果を誇っている。

しかし、一方で少子化の影響は避けられず、中学校部活動の制約による区域外就学を希望する児童の存在、中等教育学校への進学者の増加、優秀な教職員確保の問題、指導行政や文化行政の専門職員の欠如、安心・安全のための施設の整備など解決

しなければならない課題も多い。

3 弥彦村教育振興施策の方向

こうした村を取り巻く情勢のなかで、弥彦村教育施策の方向として、学力等で近隣市より高い水準を維持すること、小・中1村1校のメリットを生かして弥彦だからこそできる教育の展開を図ることなど、地域に根ざした教育の独自性を追求することが求められている。

上記のことを踏まえて、ここに中・長期的見通しに立った弥彦村教育振興のための計画大綱を策定する。

II 弥彦村教育振興のための基本計画

○ 基本的姿勢

これからの社会に貢献できる有為な人材を育てるためには、確かな学力を身につけさせることで知性を磨き、夢のある豊かな心を育み、たくましい身体を鍛えることを基本に据え、少子化社会が進むなかで子育て支援を含む安心・安全の教育環境を構築し、弥彦村でなければできない教育の展開を図ることを心がけていかなければならない。

そのためには、幼児から中学校まで、それぞれの発達段階に応じた教育の展開を図るとともに各段階でギャップが生じないように、保育園と小学校との好ましい接続を図り、小・中一貫の教育を展開するとともに、保護者負担を軽減してよりよい子育てができるよう、乳幼児から中学生にいたるまでの子育て支援策を講じる必要がある。

1 学力の向上

(1) 保育園での幼児教育の充実と小学校へのスムーズな移行。

- ① 保育園年長組の指導を工夫して、学習の基礎や望ましい生活習慣を身に付けさせスムーズに小学校教育に移行できるよう務める。
 - ・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針の融合による指導態勢の整備を図る。
 - ・ 必要に応じて指導講師の配置も考慮する。
- ② 保育園におけるALTの活用をきちんとしたカリキュラムによって実施する。
 - ・ ALTの適正人数の確保も考慮する。
- ③ 好ましい学習習慣や生活習慣のスムーズな接続を図るため、保育士と小学校低学年の担任、保護者との交流の機会を計画的に設ける。

(2) 小学校、中学校一体となった教育実践の推進。

- ① 全県、全国学力調査結果を小学校、中学校一体となつて分析し、それぞれ日常の授業改善に役立てる。
 - ・ 小学校、中学校の教職員で学力調査検討委員会を設ける。
- ② 村雇用の学習支援講師を活用し、少人数学習指導の展開と学校の活性化のための活動を推進する。
 - ・ 小学校3人、中学校2人以上の確保に努める。
 - ・ 大学等との連携を密にして学習支援講師の人材確保に努める。
- ③ ALTを活用した英語学習の在り方を検討する。

- ・ 小学校では英語への興味・関心を培う活動を実践する。
 - ・ 中学校ではALTの活用によりコミュニケーション活動の充実を図る。
- ④ 小学校における教科担任制の実施を検討する。
- ・ 平成18年度末に退職した中学校教諭を非常勤講師として、小学校6年生の図画工作で教科担任制を試行し、その成果を検証する。
 - ・ 検証に基づき、学年、教科等今後の方向を探り5年生、6年生の教科担任制実施を検討する。
- ⑤ 小学校、中学校教職員の授業交流を図る。
- ・ 現行の体制で、小学校、中学校間交換授業の実現に向けて検討を加え平成20年度から実施する。
 - ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、年限を限って同一市町村内の教職員異動が可能となる。小学校、中学校交流の人事異動実施の可否を検討する。
- ⑥ 小学校、中学校で一貫したキャリア教育（勤労観・職業観を育てる教育）に取り組む。
- ・ 発達段階に応じて、将来の職業選択の夢を育む、全体指導計画を作成する。

(3) 開かれた学校として学校情報の地域への開示と外部評価の導入。

- ① 学校情報の保護者、地域への開示を進める。
- ・ 回覧形式による学校情報の地域への提供を行う。
 - ・ その他有効な方法を検討する。

- ② 部外者による学校評価を行う。
 - ・ 学校評議員によって学校の外部評価を実施する。
 - ・ 学校評議員設置要綱を改正し学校評議員を小学校、中学校合同で設置し平成 19 年度から活動に入る。

(4) 快適な学習環境の整備。

- ① 夏期の学習活動や夏季休業中の学校利用が快適な環境のなかで行われるよう、省エネ等を考慮して各教室等に冷房設備の整備を検討する。
- ② 小学校・中学校の教職員それぞれに専用のパソコンを配備し校務処理の効率化を図る。
 - ・ 平成 19 年度から実施する。
 - ・ 教職員の職務の実態から U S B メモリーの貸与を検討する。
 - ・ 情報管理の視点から、情報の取り扱いに関するガイドライン「情報セキュリティーポリシー」を作成し遵守を図る。
- ③ 狭隘な小学校職員室の移転拡張措置を講じる。
 - ・ 学習支援講師の配置等で教職員数が増加したことから職員室が狭隘になり教育活動や事務の遂行に支障が生じている。
- ④ 小学校図書室の整備と図書資料の充実を図る。
 - ・ 蔵書数が基準に達していないので計画的に充足を図る。

2 心の教育の推進

(1) 心の教育推進事業の推進。

- ① 9年間の実績をもとにさらに充実・発展・深化を図る。
 - ・ 本物に触れる機会の拡充と基本的しつけ、特に村ぐるみでの挨拶運動の定着と推進を軸にして展開する。
- ② 規範意識の育成指導について教職員研修を深める。必要に応じて講師の招聘を検討する。

(2) 心の相談窓口の充実。

- ① スクール・ソーシャル・ワーカー（教育相談員・SSW）の活用を図る。
 - ・ 平成19年度、小学校を主にSSWを委託して、児童・生徒、保護者、教職員の相談に応じられる体制を構築する。
 - ・ SSWによって不登校、いじめ等心の問題についてのカウンセリングを実施し、成果をみて今後の方向を検討する。
 - ・ 中学校は県教育委員会派遣のカウンセラー（臨床心理士）を活用する。
 - ・ SSWと県教育委員会派遣の臨床心理士の有効な連携の在り方を検討する。

(3) 障害児特別支援体制の整備。

- ① 保育園の障害児保育と適正な就学指導のための連携を図る。
 - ・ 村立3保育園全てで障害児保育を実施している。適正な就学指導のために保育園と学校、教育委員会の具体的な連携の在り方を就学指導委員会を核として検討する。

- ② 特別支援教育支援員（介助員）の増員を図る。
 - ・ 現在、小学校に 2 名の介助員を配置して支援を行っているが必要に応じて増員を検討する。
 - ・ 専門的知識をもった者の採用についても検討する。

3 体位・体力の向上と食育の推進

（1）学校保健委員会の活用。

- ① 小学校の学校保健委員会を土台に、村・保育園・小学校・中学校が連携して体位・体力の向上と保健衛生の推進を図る。
 - ・ 平成 19 年度は学校保健委員会の構成員に保健師、中学校の校長や保健主事、養護教諭等を加える。保育士の参加も検討する。
 - ・ 幼児から中学校までの保健資料の共有と共通課題の設定を行い、村ぐるみでの対策を検討し実施する。
（歯科保健、肥満児対策等）
- ② 保護者、地域への情報開示の効果的な方法を検討し実施する。

（2）体力テストを踏まえた 1 学校 1 運動の取組の推進。

- ・ 施設・設備の有効な在り方を検討する。

（3）食育の推進。

- ① 弥彦村食育推進協議会を立ち上げる。
 - ・ 国の食育基本法の策定を受けて国・県レベルでの食育推進基本計画が策定され、それを受けて村での取り組みが急務となっている。関係機関と連携して平成 19

年 9 月の立ち上げを目途に進める。

- ② 県策定の「学校における食育の指針」の活用を図る。
 - ・ 県教委の作成した「学校における食育の指針」をもとに学校では、食に関する指導と給食を一体として捉え指導の展開を図る。

(4) 小学校調理室のドライ方式化。

- ① 小学校調理室のドライ化に向けて早急な改善を検討する。
 - ・ 保健所の立ち入り検査の都度ドライ化への改善を指摘されている。

4 安心・安全の子どもの居場所づくり

(1) 学童保育の拡充と放課後子ども教室の開設の検討。

- ① 学童保育施設を増設する。
 - ・ 小学校 3 年生以下の児童で希望者を対象に、国の補助を受けて、夢の木はうす、弥彦地域交流センターの 2 箇所放課後児童クラブを開設している。平均して夢の木はうす 40 人、弥彦地域交流センター 35 人が利用しており、待機者が若干名いる。
 - ・ 全体では矢作地区の利用者が多く、一部利用者から弥彦地域交流センターに変更してもらっている。
 - ・ 定員は 1 箇所 30 人が理想なので、矢作地区に定員 30 人の施設を増設を検討する。
- ② 放課後子ども教室の開設を検討する。
 - ・ 4 年生以上の児童・生徒の居場所作りが課題である。

スポーツと学習の両面を踏まえた適切な方策を探る。

- ・ そのために児童・生徒の放課後の生活実態とニーズ調査を早急に実施する。

(2) 通学路の安心・安全対策。

① セーフティマップを作成し活用を図る。

- ・ 平成 19 年度初めに、これまでのセーフティマップに通学路の危険個所を見なおし、全家庭に配布して啓発活動を展開する。(弥彦小学校 P T A)

② セーフティスタッフの充足と活用を図る。

- ・ 平成 18 年度に発足した各集落のセーフティスタッフを再編成して平成 19 年度当初から、ながらパトロールを実施する。
- ・ 今後、集落単位で防犯と結んで組織的な動きができないか検討する。

③ スクールガードリーダーの活用を図る。

- ・ 県教委の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の一環として、平成 19 年度からスクールガードリーダーの弥彦小学校巡回を燕市と協議して合同で行う。

(3) いじめ根絶対策。

① 弥彦村に見合ったいじめ防止対策を検討する。

- ・ 県の今年度重点課題はいじめの根絶である。その対策の一つとして市町村にいじめ根絶サポートチームの設立を呼びかけている。
- ・ いじめ・虐待等防止のために村教育委員会を核とし

て関係機関のネットワーク化を検討する。

(4) 小学校における耐震診断に基づく耐震補強工事の実施。

① 耐震診断を実施する。

- ・ 平成 18 年度に耐震診断を実施し、結果が報告されている。診断を行った 9 棟中 7 棟が基準値に達しないという結果が出ている。

② 耐震診断に基づく実施設計を作成する。

- ・ 平成 19 年度の早い時期に実施設計を行う。

③ 耐震補強工事を実施する。

- ・ 平成 20 年、21 年の夏休み期間を利用して耐震補強工事を実施する。

5 幼児から中学校までの子育て支援

(1) 小・中学校の給食費の一部補助。

① 小学校・中学校の給食費の一部補助について検討する。

(2) 入院医療費助成の拡大措置。

① 現在行っている小学校就学時前までの措置を平成 19 年 10 月以降中学校就学前までに拡大する。

(3) インフルエンザ予防接種費用の補助。

① 予防接種費用の保護者負担軽減を図るため、接種を実施した医療機関に対する助成措置を検討する。

6 その他

(1) 指導主事の配置。

- ① 弥彦村教育委員会の指導行政部門の強化を図る。
- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、市町村教育委員会の体制の充実を図るため指導主事を置くことに務めることとされた。
 - ・ 弥彦村の教育委員会事務組織機構で、指導行政部門の事務が弱いので専門的な識見をもった指導行政職員の配置を検討する。

(2) 文化・スポーツ振興財団の設立。

- ① 財団法人弥彦サイクリング・パークを土台に、各施設の運営も視野に入れて、弥彦村文化・スポーツ振興財団設立の方向を探る。
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、文化スポーツの事務を首長部局が担当できることとなった。
 - ・ 県はこれまで県教育委員会保健体育課が担当していたスポーツ関係の事務、同じく文化行政課が担当していた文化・芸術関係の事務を知事部局に移管している。
 - ・ 弥彦村は、スポーツ面では全国選抜招待高校駅伝弥彦大会を実行委員会を組織して 15 回実施するという実績を持っている。
 - ・ 文化・芸術面でも、弥彦を描く写生会、財団法人弥彦サイクリング・パークの運営する弥彦村総合コミュニティセンターを活用しての企画展、公募展を 6 年間にわたって実施し大きな成果を上げている。
 - ・ 弥彦の丘美術館と県美術家連盟との契約継続の問題で、美術館の今後の在り方について検討の時期に来て

いる。

(3) 弥彦村史事典の発行と文化財の維持管理。

- ① 弥彦村村史事典を発行する。
 - ・ 平成 19 年度中に、項目執筆のメドをつけた上で編集作業を完結させる。
 - ・ 平成 20 年度当初予算に印刷費を計上し発刊する。
- ② 旧武石家住宅の屋根茅の吹き替えと環境整備を図る。
 - ・ 屋根の差し茅等を段階的に実施する。
 - ・ 作業小屋の移築等環境整備を図る。
- ③ 文化財の維持管理のための専門職員の配置について検討する。

(4) 弥彦陸上競技場の公認。

- ① 今後全天候型の施設を持たないと 3 種公認グラウンドとして認められなくなるため、平成 21 年 6 月の更新時に 4 種公認グラウンドとして申請する。